

魚沼市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務仕様書

本委託業務は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

1 委託業務の目的

高齢者の保健福祉や介護保険サービスに関する現状を的確に把握し、施策の検討及び令和9年度から令和11年度の計画期間及び将来的な事業量の推計を行い、国が示す方針に基づき、第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定する。

2 委託業務の名称

魚沼市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

実施済みの「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅生活改善調査」の調査・分析結果から要介護状態になる前のリスクや社会参加状況、地域包括ケアシステムの構築に向けたニーズ、介護保険サービスのニーズを把握し、地域の課題を特定するとともに、介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用の動向などについて分析する。

また、高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、他団体の事例、魚沼市の特性及び社会経済的特性、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、整理分析を行う。第10期の計画策定に係る業務については、計画策定に必要な提案等を行い、厚生労働省の「見える化システム」を活用し、第9期までの計画における事業実績等の把握・分析を行うとともに、次の業務を行うものとする。

(1) 実態調査業務

- ①第9期計画の検証
- ②国・県の施策動向把握
- ③国保連データからの給付実績や各種課題等を取りまとめ、分析
- ④関係各課、関係機関等からのヒアリング等

(2) 事業量推計及び保険料推計業務

- ①見える化システムを活用し、事業量を推計
- ②保険料積算支援
- ③人口及び要介護認定者数の推計
- ④介護給付に係るサービスの見込み
- ⑤介護予防給付に係るサービスの見込み
- ⑥地域密着型サービスの見込み
- ⑦介護施設サービスの見込み
- ⑧地域支援事業の見込み
- ⑨介護保険対象外高齢者福祉サービスの見込み

(3) 計画策定業務

- ①第 10 期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画を一体的に作成する。
- ②厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムを活用するなどにより介護サービス見込量等を推計し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画とする。
- ③県が策定する「医療計画」及び医療と介護の連携情報を把握し、本計画に盛り込むこと。

(4) 各種会議等支援

- ①庁内会議支援（4 回程度）
 - ・会議資料作成、アドバイス
- ②介護保険運営協議会等の運営支援（3 回程度、オブザーバー出席）
 - ・議事提案、資料作成

(5) 成果品

- ①計画書の印刷・製本
 - A4 版・1 色・約 100 頁・150 部・表紙カラー
 - ※計画書の印刷・製本においては、表紙のデザインや内容のレイアウト等、見易い工夫をする。
- ②人口推計・事業量・費用推計 一式
- ③上記磁気媒体データ 一式

5 個人情報取り扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、及び魚沼市委託

契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。

6 その他

- ・業務遂行に必要な数値、データ等は魚沼市が提供する。
- ・成果品に関する著作権はすべて魚沼市に帰属するものとする。
- ・業務遂行にあたり、個人情報を取り扱うことから、プライバシーマークの認証を取得していること。
- ・受注者及び業務などの従事者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。
- ・国の基本方針の変更等により、本仕様書に記載されている業務内容を変更する必要がある場合は、その都度双方が協議する。
- ・本仕様書に定めのない事項、業務履行の過程において業務内容に疑義が生じた場合については、必要に応じ協議のうえ実施するものとする。